

## 銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者及び原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者を支援し、市内における産業の振興及び活性化を図るため、市内の事業者が行う省エネ機器等の導入や更新するための経費及び事務所等の省エネ工事や改修工事等の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者(農林水産業を除く。)をいう。
- (2) 中小企業・小規模事業者支援機関 商工会法(昭和35年法律第89号)に基づき設置された商工会をいう。
- (3) 商工関連団体 市内中小企業者等を会員(構成員等)とする商工観光関連の関係団体をいう。
- (4) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に事業所を有する中小企業者等又は中小企業・小規模事業者支援機関若しくは商工関連団体のほか、市長が特に認めるものとし、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (2) 本補助金の申請日までに到来した納期限の銚田市税を完納している者
- (3) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者
- (4) 銚田市中小企業等チャレンジ事業者応援事業補助金の交付を受けていない者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が行う別表1に定める事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象期間は、別表1に掲げる補助対象経費のうち、令和4年4月1日から令和5年2月10日までの間に契約等を締結するなどし、同期間に納品、支払(決済)を完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、補助限度額は上限20万円とする。

### (補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月10日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助金申請に関する誓約書(様式第3号)
- (3) 登記事項等確認書類
  - ア 法人：商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの))
  - イ 個人：代表者のマイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し若しくは住民票抄本(交付日から3ヶ月以内のもの)
- (4) 決算確認書類(令和3年分)
  - ア 法人：決算書(貸借対照表, 損益計算書, 個別注記表)
  - イ 個人：確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(1～4面)又は収支内訳書(1・2面)のいずれか

※申告時期等が未到来の場合、開業届又は設立登記簿の写し

- (5) 市長が特に必要と認める書類

2 補助金の申請は、1事業者1回限りとし、複数の事業はできないものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、当該交付申請に係る書類の審査、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付決定通知書(様式第4号)又は銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(重複交付)

第9条 補助事業者が当該補助事業について、国、県その他の補助金の交付を受けた場合は、この告示に基づく当該年度の補助金からその他の補助金を除いた額を限度とし、補助金を交付するものとする。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、やむを得ず、事業計画書で定めた事業費の2割以上の計画変更が生じる場合及び計画期間を1ヶ月以上延長する必要がある場合、銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金変更申請書(様式第6号)を事務局あてに提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金変更承認通知書(様式第7号)又は銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金変更不承認通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、令和5年2月20日までに、銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金完了報告書(様式第9号)に関係書類を添えて提出するものとする。

(補助金額の確定)

第12条 事務局は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該完了報告に係る補

助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金額確定通知書(様式第 10 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付請求書(様式第 11 号)を事務局に提出しなければならない。

2 銚田市は、前項の規定による補助金の交付依頼を受けたときは、速やかに指定した口座に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令、規則又はこの告示の規定に基づく命令等に反したとき

(4) その他、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者はその全部又は一部の返還を命じることができる。

(状況の調査等)

第 16 条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助事業者に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第 17 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 4 条, 第 5 条関係)

(1) 補助事業, 補助対象経費, 補助率, 補助上限額

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>市内の事業者が行う省エネ機器等の導入や更新するための経費及び事務所等の省エネ工事や改修工事等とし, 次の 3 つの事業とする。</p> <p>1. 省エネ機器導入事業 2. 電気自動車等導入事業 3. 断熱効果の高いリフォーム事業</p>	<p>1. 省エネ機器導入事業 省エネ機器の導入経費(省エネ機器の購入・運搬・設置・取付・既存機器の撤去等に係る経費)</p> <p>2. 電気自動車等の導入事業 電気自動車等の車両本体価格(営業用に導入する新車)</p> <p>3. 断熱効果の高いリフォーム事業 リフォームを行う経費(市内にある既存事業所のリフォームに係る経費)</p> <p>※公租公課(消費税及び地方消費税額等)は補助対象外</p> <p>※機器や事務所等の修繕, 自主施工する場合の人件費及び材料費等は補助対象外</p>	補助対象経費の 3 分の 2 以内	20 万円

(2) 各種事業の要件等

1. 省エネ機器導入事業

補助対象省エネ機器	要件等
エアコン, 照明器具, 電球, 電気冷蔵庫, 電気冷凍庫, 冷蔵・冷凍ショーケース, エコキュート(電気温水機器), ガス温水機器, 石油温水機器 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電: 省エネ統一ラベルの多段階評価点が★★★(3.0)以上のもの</li> <li>・電球: 省エネ基準達成率が 100%以上のもので, 既存の電球からの入替えのみ</li> <li>・業務用機器: 現に設置又は使用している機器と比較して, 15%以上の省エネ改善効果が証明できるもの</li> </ul>

2. 電気自動車等の導入事業

補助対象電気自動車等	要件等
電気自動車, プラグインハイブリット車	・営業用に導入する新車で, 営業用に使用

	<p>する車両と証明できるもの</p> <p>※自家用との兼用は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銚田市内で使用されるものであること</li> </ul> <p>※車庫証明や申告等で営業用かつ銚田市内で使用されるものと証明できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社名等を明記できるものであること</li> </ul> <p>※マグネット等による記名は不可</p>
--	---

### 3. 断熱効果の高いリフォーム事業

補助対象断熱リフォーム工事	要件等
ペアガラス設置工事 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己が使用している市内事業所のリフォームであること</li> <li>・ リフォーム前後で施工したことが視覚的に分かるもの</li> </ul> <p>※ガラスにフィルムを貼る，ガラスコーティングをする等は対象外</p>

